

【別紙資料 14】

県営住宅介護者専用駐車場整備要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県営住宅内に設置する介護者専用駐車場に関し、必要な事項を定めるものとする。

(介護者専用駐車場の定義)

第2条 この要領において介護者専用駐車場とは、次の各号に定める入居者の介護、支援を目的として県営住宅を訪問する者が、一時的（1時間程度）に使用するための駐車場をいう。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 障害者手帳を所持している者
- (3) 病気療養中で介護を必要とする者

(対象住宅)

第3条 介護者専用駐車場は、愛知県県営住宅条例第38条により知事が定める駐車場のある県営住宅において整備する。

(整備台数)

第4条 介護者専用駐車場の整備台数は、管理戸数100戸に1台を基準とし、1住宅に1台以上整備する。なお、住棟、駐車場及び他の共同施設の配置状況から敷地内で用地が確保できない場合はこの限りでない。

(規格)

第5条 介護者専用駐車場は、次の各号により整備する。

- (1) 駐車区画

原則として、幅員は3.5メートルとし、奥行きは5メートルとする。

- (2) 表示

介護者専用駐車場が他の駐車場と判別しやすくするために、駐車区画を黄色のゼブラ表示とし、「介護専用」の文字を1文字80センチ程度で黄色で表示する。

- (3) 看板の設置

介護者専用駐車場の使用上の注意についての看板を、見易い場所に設置する。

(適用)

第6条 この要領の適用にあたっては、関係法令等の規定に従うものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月17日から施行する。

(参考図)

図1：介護者専用駐車場標準整備図

図2：介護者専用駐車場看板文字

図1：介護者専用駐車場標準整備図

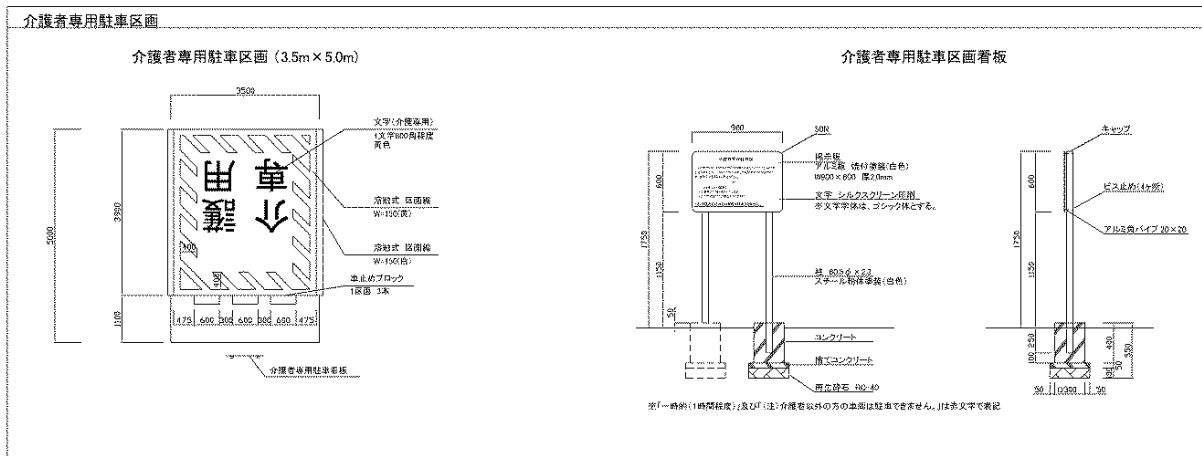


図2：介護者専用駐車場看板文字

介護者専用駐車場

この駐車場は、下記の入居者の介護・支援を目的として県営住宅を訪問する方が、**一時的（1時間程度）**に使用するための駐車場です。長時間の使用はご遠慮ください。

記

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 障害者手帳を所持している者
- (3) 病氣療養中で介護を必要とする者

(注) 介護者以外の方の車両は駐車できません。

※「一時的（1時間程度）」及び「(注) 介護者以外の方の車両は駐車できません。」は赤文字で表記